

中央学院大学における労働者の過半数代表者選出日程及び立候補の届出について（公示）

労働基準法により法人が就業規則を作成・変更する時や法人と労働者の間で協定を締結する際には、労働者の意見聴取や行政機関への届出等の手続きが必要なため、労働基準法に規定する労働者の過半数代表者選出等に関する要項に基づき、労働者の過半数代表者の選出を行うことになりました。

つきましては、下記のとおり過半数代表者選出に係る日程をお知らせします。

記

1 過半数代表者選出日程（予定）（土日祝日は除く）

- ・選出日程の公示 令和元年6月24日（月）
- ・立候補の届出期間 令和元年7月1日（月）～令和元年7月10日（水）
- ・過半数代表者選挙または信任投票の公示 令和元年7月16日（火）
- ・期日前投票の期間 令和元年7月17日（水）～令和元年7月23日（火）
- ・過半数代表者選挙または信任投票 令和元年7月24日（水）
- ・過半数代表者の公示 令和元年7月24日（水）

2 過半数代表者立候補の届出

上記の届出期間中に研究棟1階受付または守衛所受付に備えてある「過半数代表者立候補届書」を総務部人事課（本館8階）へ提出してください。

（月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで）

3 選出方法

1. 立候補者のうち1名の氏名を投票用紙に記入する方法で行います。
2. 選挙の結果、職員*の過半数に達する票を得た立候補者を過半数代表者とします。
3. 立候補者が1人のときは、その立候補者を過半数代表者とすることを公示し、公示後7日以内に有権者の半数に達する異議申し立てがない場合は、その立候補者を過半数代表者とします。
4. 立候補者が2人であつ職員の過半数に達する票を得た者がいない場合、得票数1位の者を公示し、公示後7日以内に有権者の半数に達する異議申し立てがない場合は、その立候補者を過半数代表者とします。
5. 立候補者が3人以上であつ職員の過半数に達する票を得た者がいない場合、得票数1位の者と同2位の者を立候補者として再度投票を行います。選挙事務取扱者はこの投票で得票数の多い者を過半数代表者とすることを公示し、公示後、7日以内に職員の半数に達する異議の申し立てがないときは、その公示された者を過半

数代表とします。

6. 上記4. および5. において、得票が同数の場合は、過半数代表者選出選挙に係る事務取扱者がくじにより1人を選定して過半数代表者とするを公示した後、7日以内に有権者の半数に達する異議申し立てがない場合は、その公示された者を過半数代表者とします。

※「職員」とは、本法人就業規則に定める職員（理事たる職員を除く）のほか、非常勤講師、臨時職員を含むものとします。

4 期日前投票の届出

上記の届出期間中に総務部人事課（本館8階）にて「投票用紙」を受取り投票してください。（月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで）
投票用紙受領の際は、教職員証等の身分証明書を提示すること。

5 過半数代表者の役割

- ①労基法第90条に定める就業規則に対する意見書の作成に関すること
- ②労基法第36条に定める時間外・休日労働に関する労使協定の締結に関すること
- ③労基法第39条に定める年次有給休暇の計画的付与に関する協定の締結に関すること
- ④労働者派遣法第40条の2に定める事業所単位の期間制限を延長する際の意見聴取に関すること
- ⑤育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第6条に定める育児・介護休業に関する協定の締結に関すること
- ⑥労働者基準法その他関連法令において、意見を述べ、協定を締結し、もしくは委員の推薦を行うこととされている事項

以上

令和元年6月24日

学校法人中央学院

過半数代表者選出選挙に係る事務取扱者